

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年9月 5日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、「(仮称)川崎中瀬マンション計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東レ建設株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号 代表取締役社長 高安 年男
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎中瀬マンション計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区中瀬三丁目20-1 (区域面積: 33,057.9㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の新設
	指定開発行為の内容	計画戸数: 783戸、計画人口 2,349人 建築面積: 13,499.0㎡、延べ面積 82,482.3㎡ 高さ 56.1m
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成19年 3月 完了予定: 平成21年 3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成18年 9月 5日(火)から 平成18年10月19日(木)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く。) 時間: 午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎市: 川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局 環境評価室) 大田区: 羽田特別出張所、糞谷特別出張所及び大田区役所 (環境保全課)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成18年10月19日(木) (郵送の場合は、平成18年10月19日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm